

大学院看護学研究科博士後期課程設置の趣旨及び必要性について

目次

I	設置の趣旨及び必要性	
1	看護学部、看護学研究科の沿革及び本計画の経緯	1
2	設置の趣旨	1
3	設置の必要性	3
4	育成する人材像	7
5	教育・研究上の理念及び目的	7
II	研究科の構成	
1	課程名・学位の名称等	10
2	学問分野・領域	11
3	人材育成の目標	11
4	学生確保の見通し及び修了後の進路	12
III	教育課程編成の考え方及び特色	
1	教育課程編成の基本方針	14
2	教育課程編成上の特色	14
3	科目区分及び授業科目の特色及び履修方法	15
IV	教員組織編成の考え方及び特色	
1	教員組織編成の基本的考え方	18
2	教員組織(職位・学位・業績・年齢構成)	18
3	定年の対象となる教員等の取扱い	19
V	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	
1	教育方法、履修指導上の特色	20
2	研究指導科目の指導方法と論文審査	20
3	研究成果の審査と研究水準の確保への配慮	23
4	既設の看護学部及び看護学研究科修士課程との関係	24
5	大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施	25
6	長期履修学生制度(大学院設置基準第15条)	27
7	研究指導等を補完するメディアの活用	28

VI	施設・設備等の整備計画	
1	キャンパス	29
2	校舎等施設の整備計画	29
3	図書等の資料及び図書館の整備計画	29
VII	入学者選抜の概要	
1	基本方針	31
2	アドミッションポリシー	31
3	出願資格	32
4	選抜区分・募集人員	33
5	選抜方法	33
6	選抜体制	33
VIII	管理運営	
1	管理運営体制の概要	34
2	研究科教授会	34
3	学内委員会	35
IX	自己点検・評価	
1	基本方針	36
2	実施体制・実施方法	36
3	結果の活用及び公表	36
X	情報の公表	
1	実施方法	38
2	情報の公表	38
XI	教員の資質の維持向上の方策	
1	基本方針	42
2	実施体制	42
3	具体的取組	42
4	大学院におけるFDの実施	43

大学院看護学研究科博士後期課程 設置の趣旨及び必要性について

I 設置の趣旨及び必要性

1 看護学部、看護学研究科の沿革及び本計画の経緯

札幌市立大学（以下、「本学」という。）看護学部看護学科は、平成 18 年 4 月、前身校である札幌市立高等看護学院（昭和 40 年開設）の組織改編により開設された。

教育・研究理念として「人間重視を根幹とした人材の育成」と「地域社会への積極的な貢献」の 2 点を掲げ、地域住民からの負託に応えるべく実践的な教育・研究に取り組み、平成 22 年 3 月に、看護学部の第一期卒業生を社会に送り出したところである。

大学院の設置については、大学開学当初から段階的に修士課程及び博士課程を整備することを計画し、文部科学省から看護学部を基礎とする研究科の設置認可を受け、平成 22 年 4 月に「看護学研究科」の修士課程を設置している。

平成 24 年 3 月には、看護学研究科の修士課程第一期修了生を送り出す予定であり、今般の「看護学研究科博士後期課程（以下「本課程」という）」の設置計画は、看護学研究科修士課程修了生の進路先を視野に入れながら、学術的取り組みをさらに発展させることを意図するものである。

2 設置の趣旨

「知識基盤社会」の時代である 21 世紀を迎え、高等教育機関の役割として、社会における様々な課題を発見・解決し、安心・安全と真の豊かさを実感できる社会を構築することが、これまで以上に強く求められている。

現代社会は、ボーダレス化やグローバル化、地球規模での環境問題、高度情報化などの進展によって複雑化の度合いを強めている。さらに、昨今の経済状況の低迷、少子高齢化の急速な進行等は社会全体の閉塞感や疲弊感を助長させる大きな要因となっており、保健医療福祉分野における複雑かつ多岐に亘る課題を生じさせている。

こうした動向を踏まえ、本看護学研究科は、修士課程での教

育・研究を発展させ、博士後期課程の開設によって大学院での教育・研究を一層深化させ、地域社会の負託に的確に応えることとする。そのために、修士課程における「実践看護学分野」と「看護マネジメント学分野」を融合・発展させ看護学の更なる深化、発展を目指す「看護学分野」を置く。

「看護学分野」は、修士課程における看護学研究を通して創出した理論的知識を適用することにより、多様な看護課題の解決に寄与しうる新たな看護実践・看護技術・看護機能の創出と、理論的かつ臨床実学的検証を指向する分野である。また、これら探究の過程を教育課程に反映することを通し、人々が直面する様々な健康課題を解決に導く、新たな看護実践、看護技術、看護機能を創造できる能力を持つ人材育成を目指す。

(資料 6 看護学研究科博士後期課程教育課程概念図)

(資料 13 看護学部と看護学研究科の関連図)

本課程の設置により、本学看護学研究科は、看護学の高等教育研究機関としての組織体制を完成し、看護の諸現象に関する研究成果の発展的活用に向けた教育・研究活動の一層の充実を図ることが可能となる。また、大きな転換期を迎えた現代社会において、次の時代を牽引する有望な創造的人材を輩出し、札幌市をはじめ北海道地域および国内外に多大な貢献をすることが期待できる。

以上の趣旨に基づき、本課程では、現代の保健医療福祉分野における様々な課題を解決するため、人々の健康な生活に結びつく、看護学の研究活動を行い、高度で先端的、多角的な分析や検証を通じて、複雑かつ多岐に亘る看護課題の解決方法を独創的な視点から創造できる能力を修得した高度専門職業人を育成する。

また、先端的な研究の遂行により、新たな看護理論や看護技術、看護方法、看護システムを創出する能力を有する研究者及び、これらの研究的能力を基盤とした教育者の育成も目指している。深い学識と豊かな人間性を基盤に高度な専門知識と実践的指導力を発揮し、次代を担う有為な看護職者を教育、指導する教育者を育て、一層質の高い看護の実現を目指し、本課程を設置する。

3 設置の必要性

様々な社会課題に対する解決法を考え、それを実現するためには、高度な専門知識のみならず、豊かな人間性や他人を納得させられるコミュニケーション能力、深く確実な知識等に裏打ちされた創造的な発想力が不可欠であり、これらを醸成し、優れた人材を輩出する役割を持つ高等教育機関に対して、社会の期待は一層大きくなっている。また、公立大学である本学は、時代の要請に柔軟に対応しながら、札幌市をはじめとする北海道地域への貢献を果たし、市民や地域からの負託に応えることが求められている。

特に大学院にあっては、高度で専門的な知識や技能を教授・研究し、社会に内在する様々な課題を発見・解決する的確な判断能力や処理能力、さらには将来を見据えた新たな施策やシステムの検証・構築・革新する能力を涵養する教育・研究の機能を充実させることが必要である。

本学では、これまで学部及び大学院修士課程において、様々な社会課題を研究テーマに取り上げ、その解決に取り組んできたところであるが、本課程の設置によって、より高度な課題に対して、理論及び実践の両面から、新たな看護技術、看護実践、看護機能を創出・発展させ、人々の健康課題に対応する長期的な展望に基づく持続的な研究を行い、一層の社会貢献を目指す。

(1)社会における必要性

平成 21 年度の調査によると、北海道内の人口は 65 歳以上の老年人口の割合が、全国平均を 1.5 ポイント上回る 24.2%との数値を示しており、更に 75 歳以上の割合についても全国平均を上回っている。逆に 14 歳以下の年少人口は全国平均(13.3%)より低い 12.0%と、少子高齢社会を形成する地域であると言える。

(資料 1 : 都道府県・年齢別総人口)

このような地域特性に加えて、市民の健康志向の増大、医療現場の急速な技術革新、保健医療制度の変革等、社会構造や市民の意識の変化等を背景に、新たな地域課題が生じており、それに応える「看護学分野」の果たす役割には、これまで以上に

大きな期待が寄せられている。

① 看護ケアに対する社会ニーズへの対応の必要性

保健分野・医療分野・福祉分野の相互連携・協働の中で看護職の役割が拡大しており、看護ケアの重要度は一層高まりつつある。これら社会構造の変化に対応するため、人々の様々な健康レベルや生活環境に応じた看護ケアのあり方やQuality of Lifeの向上に向けた研究を行い、人々の健康問題の解決に関わる、技術、実践、機能を継続的に発展させるための方法を模索することは、社会の要求に現実的に応えることとなり、その意義は大きい。

札幌市には、高度医療研究や医師養成等の役割を担う2つの大学病院をはじめ、多数の大規模医療機関及び高度専門医療機関が集中しており、北海道における高度先進医療技術の中核を担う地域となっている。そのため、看護職には質の高い看護ケア能力に加え、看護ケアを安全で効率よく提供するためのマネジメント能力や、高度医療に伴い、看護分野における高度で専門的な知識、技術及びそれらの知識、技術を看護専門職者に普及、啓発する教育・指導能力が求められている。

臨床現場においては、看護学各専門領域が追求する知識、技術の高度化・専門分化に対応し、それぞれの専門領域に特化した「高度専門職業人」として、自立的に判断し、行動・実践できる看護職の育成・確保が急務となっている。

一方、地域で生活する人々が直面する健康問題は、世界的規模の経済構造の変動、未曾有の自然災害による地域社会の混乱などを背景として、ますます複雑となっている。その解決のためには、柔軟な発想に基づいて看護学各専門領域の連携・協働を推進し、新たな看護技術、看護実践、看護教育、管理機能を創造できる人材が必要である。また、地域の人々の健康問題の解決に向けては、他の保健医療職者との効果的な連携が不可欠であり、リーダーシップを発揮できる人材が求められている。

② 人々の健康問題の解決に寄与する看護学の研究に取り組む

と共に、これらの成果を看護の諸現象に適用する方法を創造できる研究者育成の必要性

近年、看護学の各領域は、高度化、専門化しており、研究成果を産出するだけでなく、これらの成果を看護の諸現象に適用する方法を創造できる人材が求められている。実践科学である看護学において、様々な人々の健康レベルに対応するため、研究成果をエビデンスとして、新たな看護技術、看護実践、看護機能を創造・発展させ、将来的には、看護の諸側面を学術的な観点から体系的に再構築できる研究者が必要である。

③ 高等教育における看護教育者の育成の必要性

近年、国内において看護系大学や大学院の設置が急増しており、看護学教員の不足が懸念されている。高等教育機関である大学、大学院における教育の質は、わが国の看護専門職の質に直結する。さらに、大学、大学院における教育の質向上に向けた、様々な取り組みが推進されており、看護職としての卓越的な能力を背景とし、確かな教育的知識、技術をもって、わが国の保健医療の将来を担う看護職者を志す人々に質の高い教育を実現すると共に、新たな教育制度、教育カリキュラム、教育方法等の創出に寄与できる教育者の育成・確保が必要である。

④ 保健医療組織において高度な機能を発揮する看護管理者育成の必要性

看護管理者には、保健医療組織全体を俯瞰しながら、人材の育成や保健・医療・福祉の連携を推進するシステムの検証・再構築に取り組む能力に優れた人材が必要である。そのような人材を育成するため、高等教育機関にあっては、実践的で高度な知識や技術を涵養することはもとより、人間に対する深い洞察力や高い倫理感、マネジメント能力やコミュニケーション能力、さらには強いリーダーシップやコンサルテーション能力の修得に向けた研究・教育環境の整備に取り組む必要がある。

(資料2：大学における看護人材養成の在り方に関する検討会

(2)地域貢献に対する必要性

本学は、教育・研究上の目的に掲げる「まちづくり全体により大きな価値を生み出す『知と創造の拠点』の形成」を高次に実現させるため、札幌市を始め道内自治体や地元企業等との協働・連携の強化を図りながら、一層の地域貢献に取り組む体制を確立し、高度な教育・研究成果を基にした地域貢献を推進してきた。

また、地域に開かれた大学として、既存の学部及び修士課程の学問分野である看護とデザイン両分野の教育・研究を連携させながら、市民対象の公開講座等を実施するなど、知的資源の還元にも積極的に取り組んできたところである。

（資料 3：本学における地域貢献の取組例、資料 4：2010 年度（平成 22 年度）公開講座開催実績）

以上のように、本学が行う地域貢献は、①研究推進・地域還元、②人材育成、③産学連携、の 3 つの機能を基軸に展開してきた。取組実績として、①では「積雪寒冷地の過疎地域における温泉施設を活用した高齢者サービスの実態調査」、②では、修士課程において大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例を適用した高度専門職業人の育成に努め、有能な現職者が離職することなく学位の取得を目指せるよう支援を行っている。さらに「認定看護管理者制度サードレベル教育課程」「札幌市潜在看護職復職支援講習会」を実施、③では「IT 活用による遠隔看護サービスの試験運用を目的とする調査研究とモデル製作」等の例がある。

本課程開設後の教育・研究においては、より高度で多角的なアプローチが可能となることから、これまで以上に保健医療福祉分野における広範かつ複雑な課題に対して理論及び実践の両面から解決策の提案及び検証が可能となり、地域貢献全体の質的向上を図ることができる。

例えば、地域の潜在的保健医療ニーズの掘り起こしや健康課題の解決に的確なコンサルティング能力を有し、健康な暮らしを支援する人材の育成により地域貢献を果たす。

また、将来的な看護ケアや地域の医療行政の方向性の検討や

施策提言等に取り組むなど、一層継続的かつ長期的な展望に立つ地域貢献を果たすためにも本課程が必要である。

4 育成する人材像

本課程では育成する人材像として次の3つを掲げる。

(ア) 研究者の育成

地域社会の健康問題の解決に寄与する看護学の基礎研究・応用研究に自立的に取り組む、保健医療体制を基軸とした人材育成システム等の検証・提言ができる研究者

(イ) 教育者の育成

確かな教育的知識や技術、倫理観をもって、わが国の保健医療の将来を担う看護職者を志す人々に質の高い教育を実現すると共に、新たな教育制度、教育カリキュラム、教育方法等の創出に寄与できる教育者

(ウ) 高度専門職業人の育成

将来を見据えた様々な看護現象の分析・評価により、組織変革、看護（医療）コンサルティング、看護政策等、看護システムをグローバルに構築・変革し、その実現に向けて自ら行動できる高度専門職業人及び卓越した看護実践者や管理者を指導的な立場で養成できる教育者・管理者

5 教育・研究上の理念及び目的

(1) 教育・研究理念

本課程が教育・研究の対象とする看護学の果たすべき役割は、社会状況の変化とともに多種多様化してきており、様々な生活環境にある人々の健康状態を的確に把握し、その援助や増進に向けた科学的な探究をもって、社会に貢献することが一層強く求められている。その実効性を高めるため、高度な看護実践能力や管理能力の涵養はもとより、異業種や他職種との協働や連携ができる企画力やプレゼンテーション能力、さらにはコミュニケーション能力や豊かな人間性を有する人材を育成し、安心・安全と真の豊かさを実感できる地域社会の実現に貢献することを目指す。

本課程では、次の基本的な教育・研究理念を掲げ、社会における有為な研究者・教育者及び高度専門職業人の育成に取り組む。

① 自立して研究活動を行い、看護学の学術理論及び技能の高度化を追究する。

- ・独自の視点から課題を発見し、自主的・自立的に研究に取り組み、精深な専門的知見を基礎として事象を俯瞰できる幅広い洞察力を培うとともに新たな看護実践、看護技術、看護機能の発展・創出に独創的に取り組む。

② 人間重視を根幹とした高度な教育・研究を実践し、「知と創造の拠点」としてその成果を積極的に地域へ還元する方法を創造する。

- ・「人間重視」の考え方を根幹に据えた教育・研究を通じて、複雑かつ多岐にわたる看護課題の発見・解決に寄与することができる高度な専門性を有する人材を育成するとともに、知的財産を広く地域社会に還元することを通じて、安心・安全で真の豊かさを実感できる地域社会づくりに貢献する。

③ 深い専門知識や技能に併せて幅広い視野を持ち、高度な実践的専門職業人及び研究者・教育者を育成する。

- ・看護に関する更なる専門性を一層追求し、知識基盤社会において国内外で活躍しうる創造力、分析能力、実践力及びマネジメント能力を併せ持った高度専門職業人を育成する。また、先端的かつ高度な研究に取り組むとともに専門分野の研究にとどまらず周辺の学問分野を取り入れた学際的・実践的な教育・研究を行う研究者及び教育者を育成する。

(2) 教育目的

本課程は、「自立した研究者として、様々な看護現象に対して深く研究に取り組み、看護の枠組みの再構築やシステム開発や、技術開発などを行い、看護分野における学術理論及び技能の高度化の追究を通じて、社会への貢献を果たす。」(札幌市立大学大学院学則第4条第2項)ことを教育・研究上の目的としている。

近年の健康志向の高まりや医療制度の改革、更に日進月歩で

進行する臨床現場での技術革新等、保健医療福祉分野の構造的変化がかつてない速さで進展している現代社会にあって、高度な知識、技能とともに管理能力、判断能力、実践能力等を修得した看護職育成の必要性が高まっている。人々が安心して健康で豊かな生活を送るためには、グローバルな視点で思考し、地域に根ざして実践・行動する人材、直面する問題を解決するための看護技術、看護実践、看護機能等を検証・創出できる人材が必要である。

本課程では、高度な実践能力を修得することはもとより、看護学各領域の研究成果を健康問題の解決に適用し、活用する方法を探究することを特色とする。また、看護基礎教育と看護継続教育・看護卒後教育の有機的連携を意図した教育・研究により、以下の能力を修得することを目指す。

- ① 看護に対する社会的課題を的確に認識し、将来を見据えた技術開発やシステムの検証・創出、組織での施策提言等を行う能力
- ② 豊かな人間性や広い視野に加え、高度な倫理観、専門知識や技能に裏打ちされる高い管理能力、指導能力
- ③ 高度な学識と臨床の両面から、看護学の基礎研究や応用研究に自立的に取り組み、実践科学としての看護学を追究する能力

II 研究科の構成

1 課程名・学位の名称等

本学は、看護学部を擁しており、当該学部を基礎とする看護学研究科修士課程を設置している。本課程は、当該看護学部及び看護学研究科修士課程を基礎として設置するものである。

なお、本課程の設置に併せ、研究科の修士課程を博士前期課程に変更し、前期・後期の区分制博士課程として再組織する。

研究科や専攻の名称は、国際的な通用性があり、学生、市民にわかりやすく、さらに教育・研究上の目的にふさわしい課程名、専攻名、および学位名称とするため以下のとおりとする。

(1)課程

大学院看護学研究科博士課程(Graduate School of Nursing)とし、前期2年課程・後期3年課程の区分制博士課程とする。

- ・博士前期課程 (旧修士課程の改変)
- ・博士後期課程 (新設)

(2)専攻

- ・看護学専攻 (Course of Nursing)

(3)修業年限・入学定員

各課程ごとの修業年限および入学定員を以下のとおりとする。

- ・博士前期課程：修業年限2年、入学定員18人
- ・博士後期課程：修業年限3年、入学定員3人

(4)学位

①博士前期課程については、従前どおりとする。

- ・修士(看護学) (Master of Nursing)

②博士後期課程修了者に授与する学位は「博士」とし、学位に付記する専攻分野の名称は、博士前期課程と同様に看護学とする。

- ・博士(看護学) (Doctor of Nursing)

2 学問分野・領域

(1)分野の設定

本課程では、修士課程における「実践看護学分野」と「看護マネジメント学分野」の2分野を基礎として、これらを一層高度な次元で発展・融合させた「看護学分野」の1分野を設ける。

「看護学分野」は、修士課程における「実践看護学分野」と「看護マネジメント学分野」の看護学研究を通して創出した理論的知識を看護の技術、実践、機能等に適用し、活用する方法を学術的に探究し、多様な看護課題の解決に寄与しうる看護実践・看護技術・看護機能の創出と、臨床実学的検証を指向する分野である。

(2)分野設定の考え方

社会状況が複雑の度合いを深めていくことに伴って、人々をとりまく健康課題も多様化しており、実践科学である看護学には、常に新たな改善方策や技術開発に対する期待が社会から寄せられている。

本課程には、「看護学分野」を設け、高い指導力を発揮し、臨床現場や組織等において看護技術の検証や開発、幅広く高度な看護実践課題を明確化し、研究的な取り組みやシステム検証・発展、あるいは組織管理等を行うことができる人材を育成することを目指し、トランスレーショナルリサーチ等の研究方法論等を活用しながら、看護基礎教育と看護継続教育・看護卒後教育の有機的連携を意図した教育・研究を行う。

3 人材育成の目標

(1)人材育成の目標

医療機関等の組織においては、組織全体を俯瞰・統括し、問題を適切に解決できる能力を持つ看護管理職の育成が望まれている。さらには、そのような立場にある管理職を対象に、より効果的な人事管理や組織の活性化の方法等について、診断・助言等を行う指導的な立場を担える高度専門職業人が必要とされている。そのため、本課程では、高度な専門知識・技術の修得はもとより、他職種との協働・連携を円滑に行え

る人間性ととともに交渉力や調整能力、さらにはイノベーション力等を推進できる高度専門職業人を育成する。

また、健康問題や社会の動向をグローバルに捉え、高度な専門知識と豊かな臨床経験の両面から、エビデンスに基づく基礎研究や応用研究を自立的に推進して的確な分析・評価等を行い、地域や保健医療機関等が抱える課題解決に真摯に向き合う研究者を育成する。

さらに、本課程では、教育者の育成も目指しており、大学等の高等教育機関において、次世代を担う看護職に高度な教育・研究の成果とその方法論、指導論等をより高い倫理観や職業観を持って教授できる教育能力を有する教育者を育成する。

(2)修了後の進路

① 想定される修了後の進路は次のとおりである。

- ・ 大学等高等教育機関での教育者
- ・ 研究所や研究センター等の専任研究者
- ・ 医療機関の看護管理職、教育担当者
- ・ 看護コンサルタント等の起業家
- ・ 行政機関、看護団体、看護協会、在宅ケア施設等での管理運営者、看護研究所の研究者
- ・ 企業等で技術開発や製品開発に携わる看護研究者
- ・ 医療・福祉コーディネーター 等

4 学生確保の見通し及び修了後の進路

(1)需要調査

① 学生確保の見通し

平成 23 年 4 月に実施した本学大学院修士課程の在学学生を対象とした『看護学研究科博士後期課程設置に関するアンケート』（調査対象：本学大学院看護学研究科修士課程在学学生、配布数：33 人、回答数 25 人、回収率 71.4%）では、大学院博士後期課程について「とても興味・関心がある」または「興味・関心がある」と回答した者が 20 人(80.0%)、また、同課程への進学意向では、「ぜひ進学したい」または「条件が整えば進学したい」と回答した者が 11 人(44.0%)であった。

本学看護学研究科に博士後期課程が開設された場合に進学を希望するかどうかの問いに対しては、「ぜひ進学したい」または「進学したい」と回答した者が10人(40.0%)との結果であった。

進学の理由は、「将来の進路の可能性を広げたい」が最も多く7人(28.0%)、次に「博士の学位を取得したい」「研究者になりたい」が各5人(20.0%)、「教育者(大学等の教員)になりたい」が4人(16.0%)であった。また、「社会活動に活かしたい」「視野を広げてみたい」との希望もあり、本課程が人材育成の考え方として掲げる高度専門職業人や研究者、教育者に対する進学需要は十分に見込めるものと考えられる。

(資料5：札幌市立大学大学院看護学研究科博士後期課程設置に関するアンケート(在学生対象)集計結果)

② 修了後の進路、就職の見通し

本課程の修了者は、看護分野のスペシャリストとして、保健医療福祉機関等の組織において、看護職や看護組織全体の管理運営に携わる総合管理職及び教育担当者の立場で活躍できるものと考えられる。また、看護分野の教育・研究を深めることにより、保健医療福祉機関等における助言・指導等を行う起業家や、看護研究者としての進路も想定できる。

なお、看護学分野における大学院進学者の傾向として、看護系大学・短大や看護専門学校等を卒業し、医療機関等で臨床経験を積んだ後に大学院に進学するケースが多く、本学の修士課程にあっても、30歳台以上の学生が全体の90%以上を占め、その傾向は顕著に現れている。本課程においても、職業を有する社会人を積極的に受け入れることとしており、臨床現場での実践経験と高度な学問知識の両面を修得した高度専門職業人として、従前の勤務先の様々なポジションで、より実践的に活躍することも考えられる。

Ⅲ 教育課程編成の考え方及び特色

1 教育課程編成の基本方針

本課程の設置の趣旨及び教育目標を達成するため、科目区分を設け必要な授業科目を配置するとともに、当該科目区分ごとに履修要件単位数を定め、体系的なコースワークによる教育課程を編成し、研究指導を体系的・組織的に展開する教育・研究環境を整備する。

(資料6：看護学研究科博士後期課程教育課程概念図)

教育課程の編成にあたっては、専門分野に関する高度な専門知識及び能力を修得させるとともに、関連する分野の教育を行う。

なお、本計画は中央教育審議会答申「新時代の大学院教育(平成17年9月5日)」を踏まえ、以下の取組みを特色とした教育課程を編成し、教育・研究を行うものである。

2 教育課程編成上の特色

(1) 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程・研究指導

コースワークとリサーチワークの複合的な教育を行い、コースワークがリサーチワークの基礎となるよう科目の内容を設定する。具体的には、コースワークにおいて多様な研究方法あるいは学生が必要とする研究方法を含む学びの機会を提供する。また、リサーチワークに関連する内容をコースワークで取り上げる。

(2) オムニバス科目による効果的な教育の実施

学生が、専攻する領域を問わず、博士後期課程において「看護学」を学ぶ上で共通に求められる基盤的知識や研究手法、分析手法、教育方法等の最新情報を修得できるよう、様々な領域の専門家を含めたオムニバス形式での科目を設定し、高い教育効果が上がるよう配慮する。

(3) 単位取得による修了要件の明確化

課程制大学院のコースワークを意識し、単位数を明示する。また、「横断型連携特別演習(2単位)」、「看護学特講(2単位)」、「看護技術学特別演習(2単位)」、「実践看護学特別演習(2単位)」、「機能看護学特別演習(2単位)」など目的に応じて必要な能力を修得するための科目を設置する。

「看護学特講(2単位)」は、「看護学」の基盤となる科目であり、オムニバス形式の授業を設定する。

研究指導科目は、「後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」として、単位数(必修8単位)を設定する。

3 科目区分及び授業科目の特色及び履修方法

(1)構成・単位数・修了要件

教育課程は、大きく「博士後期連携科目」、「博士後期専門科目」、「博士後期研究指導科目」の3区分により構成する。

①博士後期連携科目

「横断型連携特別演習」は、本学の特徴である看護とデザインとの連携科目として設けられている。このような連携科目は学部、修士課程においても同様に位置づけられている。例えば修士課程においては、「連携プロジェクト演習」として、「病室のベッド周りカーテンの有無による光・温熱環境の比較」や「認知症患者とロボットとの言語を介したコミュニケーションの可能性について」などの課題について、看護とデザインが連携し、取り組んでいる実績を有している。こうした本学の設置の趣旨に合致した連携科目は、博士課程においても基盤となる地域を含めた他分野との連携、統合、新しい知見の創出に向けた横断・多角的視野を培うことに寄与することから、必修科目として設定した。具体的には、担当教員が担っているさまざまな横断型連携プロジェクトに、本課程の学生がファシリテーターとして参加し、当該科目のテーマ決定や運営方法の企画・立案を行い、意見交換を通じて、高度専門職業人及び研究者・教育者に求められる指導力や企画力等の幅広い視野を培う。また、学生が履修生企画討論会を企画し、教員やゲストスピーカーとの意見交換を通して、課題の探究能力を深め、地域社会が抱える様々な課題について、横断的、多角的な視点から分析を行うことにより、課題解決に向けた発展的な提案能力や組織におけるプロジェクトリーダーとしての力量を形成すること、などを目的としている。

②博士後期専門科目

専門科目には、看護における起業家や指導者の人材育成を意識した「看護学特講」を設けるほか、「看護学特講」での学修を基礎に、看護学の発展に係わる諸課題について、調査・検証を通じて学生自身の研究へと発展させるための方策を修得する「看護技術学特別演習」「実践看護学特別演習」「機能看護学特別演習」を開講する。

「看護学特講」は、授業内容を基礎編と発展編に区分したオムニバス形式の必修科目として開講する。当該科目は、看護水準の向上及び看護システム改革に向けての論点を整理した上で、看護実践と教育・研究を接続しながら、看護関連の起業や看護領域及び関連連携分野の指導者を目指す人材に必要な能力を修得し、看護学の発展に取り組むことのできる提案力を形成することを目的とする。

また、「看護学特講」の理解を基礎として、一層高度な実践力を育成することを目的に、看護の諸側面の発展・創出に必要な能力の修得を目指すコア科目となる「看護技術学特別演習」「実践看護学特別演習」「機能看護学特別演習」を選択必修科目として設ける。当該科目は、学生が自身の専門領域をより深く実践的に理解するため、各領域毎に特化した内容を展開する。

具体的には「看護技術学特別演習」は、人間工学等の知識を看護の基礎技術に適用し、これまで経験的に継承されてきた看護技術の新たなあり方を創出する。

また、「実践看護学特別演習」は、看護学各専門領域の知識・技術を人々が直面する複雑多岐にわたる健康課題の解決に向けて統合し、より効果的な実践の発展を模索する。

さらに「機能看護学特別演習」は、看護教育・看護管理・地域における健康管理システムなど、看護職者の機能を発展、支援する仕組みを追求する。

上記の各特別演習では、それぞれ授業の途中にプレゼンテーションの機会を設けている。このプレゼンテーションは、他領域の学生や教員との自由な討論を通して課題解決方法論の適切性等を発展、深化させ、看護技術、看護実践、看護機能の各領域課題を解決するための視野を広げることや新

たな方法を発想する機会を得ることを意図している。

③ 博士後期研究指導科目

研究指導科目は、「後期特別研究Ⅰ」（2単位）、「後期特別研究Ⅱ」（2単位）、「後期特別研究Ⅲ」（4単位）の合計8単位を3年間通年により履修する中核的な必修科目である。

当該特別研究では、学生が研究指導教員等の助言・指導等のもと研究テーマを決定し、3年間を通じて自立的に研究に取り組み、最終的にその集大成となる博士論文を取りまとめる。

(2) 配当年次の考え方

学生が体系的に科目を履修し、研究指導が受けられるように配当年次を設定する。

プロジェクトリーダーとしての素養を培う「横断型連携特別演習」（必修）は、1年の通年科目として開講する。

専門科目では、看護起業家や看護教育・研究者を目指す人材に必須な能力を身に付ける「看護学特講」（必修）を1年の前期科目として開講する。

また、「看護技術学特別演習」（選択必修）「実践看護学特別演習」（選択必修）「機能看護学特別演習」（選択必修）は、上記「看護学特講」の学修と並行して履修できるように1年の通年科目として開講し、併せて論文作成の全体計画を立案する「後期特別研究Ⅰ」（必修）を1年の通年科目として開講する。

研究指導科目である「後期特別研究Ⅰ」「後期特別研究Ⅱ」「後期特別研究Ⅲ」の3科目は、1年時からの通年開講科目として3年間に亘って開講し、研究指導教員が継続的に一貫した指導を行うコースプログラムとしている。

IV 教員組織編成の考え方及び特色

1 教員組織編成の基本的考え方

本課程では、コースワークを通じた体系的教育課程により教育効果を高めることに主眼を置いており、教員組織編成に関しては、学位のほか、それぞれの専門領域に関する教育・研究、教育実績、研究業績、実務経験に秀でた人材を配置することはもとより、領域を超えた担当教員の相互連携・協力のもとで学生指導を行うことができる体制とする。

本課程における授業や学生指導にあっては、専門領域に関する高度な教育・研究業績や指導能力を有する教員が必要となるため、基本的に全ての科目に専任教員を充てることとする。なお、専任教員は、学部教育を兼務しているため、学部から大学院に入学する学生に対しては、連続性のある教育、研究指導が可能である。また、教員組織には、医療機関等での豊富な実務経験を有する専任教員を擁しており、社会人学生への対応を含め、幅広い視点から実践的専門職業面を考慮した適切な教育、研究指導を行うことができる。

専門科目のコア科目となる「看護学特講」は、オムニバス形式により、専任教員による講義を中心としつつ、今日的な視点に立って看護学を幅広い視野から創造的に考察できるよう学外の有識者も招聘する。

「看護技術学特別演習」「実践看護学特別演習」「機能看護学特別演習」や「後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、研究指導教員によるきめ細やかな指導のもと、十分な教育効果を上げることのできる教員組織を構築し、学生の教育・研究の質を保証する組織的な指導体制を確立する。

2 教員配置(職位・学位・業績・年齢構成)

教員組織は、全体で専任教員14人で編成し、職位は教授10人、准教授4人を配置する。このうち、博士の学位を有する者が9人、修士の学位を有する者が5人である。

また、職位別の平均年齢は、教授が57歳、准教授が50歳であり、特定の年齢層に偏ることのないよう配置した。

(資料7：専任教員の年齢構成)

3 定年の対象となる教員等の取扱い

本学では、「公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則」で教員の定年を満65歳と定めている。本課程の完成年度までに1人が定年の対象となるが、当該教員については就業規則に定める定年の延長に関する条文を適用し、本課程の完成年次まで定年を延長することとする。

また、本課程の開設時において、上記の定年年齢を超える教員がもう1人在籍していることとなるが、当該教員については本法人の役員であるため、定年に関する規定を適用しない。

(資料8:公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則抜粋)

V 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1 教育方法、履修指導上の特色

(1)コースワークに基づく体系的な教育指導

学生が自身の専攻に応じた知識の基礎固めを行いながら、段階的に研究指導教員の指導によるリサーチワークに取り組むことを可能とし、コースワークがリサーチワークの基礎となるよう科目内容や配当年次を設定する。

(2)研究指導体制の構築

研究指導体制は、学生の研究テーマに基づく研究指導教員を置き、研究指導を行うこととする。また、研究指導教員は教授会において、他の研究指導教員から意見、助言を求めることを可能とするほか、論文指導科目である「後期特別研究Ⅰ」「後期特別研究Ⅱ」において、他の学生や教員との合同セッションの機会を設ける等、本課程において学生に求められる知識や能力を幅広く確実に修得できる研究指導体制を構築する。

(3)修士課程(博士前期課程)の授業科目の聴講

補完的教育の実施について配慮する観点から、本課程の学生が希望し、または研究指導教員等が必要と認める場合は、教授会の議を経て、本研究科修士課程(博士前期課程)の授業科目の聴講を認めることとする。

(4)履修モデルによる学習方法の提供

学生の段階的な学修を促進し、将来の進路や希望等を踏まえた知識・技能の効果的な修得を支援するため、履修すべき科目を履修モデルにより提供する。

(資料9：看護学研究科博士後期課程履修モデル)

2 研究指導科目の指導方法と論文審査

研究指導科目として「後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設け、研究指導教員が学生の理解度、進行度等を評価しながら指導を行う。博士論文の研究テーマは、研究指導教員の指導のもとで決定し、学生は定期的に指導、助言を受けながら論文を

完成させる。

学生が入学してから修了するまでの研究指導は、以下のスケジュールで行う。

(資料 10：看護学研究科博士論文研究指導スケジュール)

① 指導教員の決定 (1 年次 4 月)

学生は、研究科教授会へ希望する研究分野及び指導教員を申請し、研究科教授会は、学生の希望をもとに、研究分野及び研究指導に適する指導教員を決定し学生に通知する。

② 研究計画の立案及び指導 (1 年次 5 月～2 年次前期)

学生は、研究テーマを設定し、研究計画を立案する。指導教員は、研究方法、文献検索の方法、文献抄読等により、学生の研究計画の立案を指導する。学生は、研究計画に基づき研究を遂行する。

指導教員は、研究テーマが一連の研究手順に沿って進行していくように指導する。

③ 研究計画書の作成 (1 年次 5 月～2 年次前期)

学生は、指導教員の指導・助言を受けながら、研究テーマについての具体的な研究計画書を作成する。指導教員は、必要に応じて研究科教授会に研究テーマの内容を報告し、助言を受けることができる。

なお、研究計画に関して必要に応じて、倫理的側面から倫理委員会の審査を受ける。

(資料 11：公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程、
資料 12：公立大学法人札幌市立大学倫理委員会規程)

④ 第 1 回公開発表会 (2 年次 2 月)

研究科教授会は、学生のそれまでの研究成果の発表の場として、公開の中間発表会を開催する。

指導教員は、発表内容にかかる課題等を指摘し、改善指導等について助言する。

⑤ 博士論文の作成及び指導 (2 年次 2 月～3 年次 1 2 月)

学生は、第 1 回公開発表会までの研究成果を基に博士論文の作成を開始し、同発表会での意見陳述や指摘等を踏まえ、博士論文をまとめる。指導教員は、学生の博士論文作成について、論文の内容、全体構成、資料・データの整理

法、図表の作成、引用文献の記述法など、論文完成に向け、段階的な指導を行う。

⑥ 博士論文予備審査（3年次9月～12月）

学生からの申請に基づき、博士論文予備審査会（研究指導教員3名以上により構成する）は、提出資格審査（単位取得状況の確認、副論文内容の確認）を行い、その後、論文審査と口頭試問により、論文作成の進捗状況及び研究計画書との一貫性、妥当性等について審査する。

なお、当該審査は、予備審査申請書提出後1ヶ月以内に行い、必要に応じて学外者を加えることができることとする。

⑦ 主査・副査の決定（3年次9月～11月）

研究科教授会は、学生の研究の成果を取りまとめた博士論文を審査する主査1人及び副査2人以上を決定し、学生に通知する。

なお、必要に応じて副査に学外者を含むことができることとする。

⑧ 博士論文の提出及び博士論文審査（3年次1月）

学生は、博士論文を所定の期日までに提出する。主査及び副査は、提出された博士論文を審査するとともに、その論文内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行う。

⑨ 第2回公開発表会（3年次2月）

研究科教授会は、博士論文に係る研究発表の場として、第2回公開発表会を開催する。

主査及び副査は、発表内容に係る問題点の修正指導・助言を行う。

学生は、博士論文作成の一連のプロセス及び成果を自己評価し、明確化した課題を修正し、博士論文を完成させる。

⑩ 最終博士論文の提出及び合否判定（3年次3月）

学生は、最終試験及び第2回公開発表会で指摘された事項を修正した博士論文を提出する。主査及び副査は、提出された博士論文の最終審査を行い、これらの結果を研究科教授会に報告する。

研究科教授会は、主査及び副査による博士論文の審査結

果及び最終試験の判定結果並びに当該学生の単位取得状況を総合的に勘案し、博士課程修了の合否を判定する。

⑩ 博士課程の修了及び博士の学位の授与（3年次3月）

学長は、研究科教授会の判定結果に基づき、学生の博士課程の修了を認定し、博士の学位を授与する。

学生は博士論文作成の過程において、以下のア～カの審査会・発表会等を経ることとする。これらについては、客観的かつ適正な評価を行う観点から、研究科教授会等で組織的に対応し、学生は、段階的な指導、助言を受けることにより研究の質を高めることが可能となる。

ア) 研究計画書審査会

イ) 倫理審査会（研究科倫理審査委員会）

ウ) 第1回公開発表会（中間発表）

エ) 博士論文予備審査会

オ) 博士論文審査会（本審査）

カ) 第2回公開発表会

（資料10：看護学研究科博士論文研究指導スケジュール）

3 研究成果の審査と研究水準の確保への配慮

(1) 論文審査体制

研究の最終成果となる博士論文は、主査及び副査による学位論文審査会において、博士論文としての水準や倫理的側面等から審査を行い、合否を決定する。

博士論文の審査は主査1人及び副査2人以上の体制で行うこととし、研究科教授会において選出する。主査は当該学生の研究指導を担当している教員以外の研究指導教員の中から、選出する。当該学生の研究指導を担当している教員または研究指導補助を担当している教員は副査の内の1人になることができる。また、副査の内、1名は論文の専門性などを勘案し、必要に応じて学外者を招聘することを認める。

論文審査は、段階的に公開中間発表会や予備審査会を実施し、倫理的側面等を含め博士論文の質保証に向けた計画的な審査体制を構築する。

最終的に提出された博士論文は、研究科教授会において合

否判定、修了認定(学位授与)の審議を受ける。

(2)学位論文の公表

博士論文の審査に関する提出資格として、当該論文を学術大会で発表すること及び当該論文を査読付の学術雑誌等に投稿することを原則とする。

なお、審査に合格した博士論文の公表方法は、本学図書館で保管するとともに、大学のホームページにおいて論文の題名、要旨等を公表することとし、看護系大学へも送付する。

(3)成績評価

学修の成果及び論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては客観性及び厳格性を確保するため、各授業科目の成績評価基準をシラバスに明示するとともに、明示した成績評価基準に従って厳格な成績評価を実施する。

(4)修了要件

修了要件は、3年以上在学し、「博士後期連携科目」から2単位、「博士後期専門科目」から4単位以上(必修2単位を含む)、「博士後期研究指導科目」を8単位、合計14単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4 既設の看護学部及び看護学研究科修士課程との関係

(1)教育・研究の柱となる分野の関連

本課程は、看護学部及び看護学研究科修士課程での教育・研究を基礎に設置することとし、より高度で専門的な知識・技術の修得を図る。

本課程では、修士課程における「実践看護学分野」と「看護マネジメント学分野」を融合・発展させた「看護学分野」の1分野を設ける。

(資料 13：看護学部と看護学研究科の関連図(カリキュラム・教員組織))

(2) 教員の研究分野との整合性

看護学部における専門科目の教員組織は、「基礎看護学」「看護管理学」「小児看護学」「母性看護学」「成人看護学」「老年看護学」「精神看護学」「在宅看護学」「地域看護学」の9領域で構成しており、大学院修士課程では、これを「実践看護学分野」と「看護マネジメント学分野」の2分野として構成している。

本課程は、学部及び修士課程における担当教員が兼任し、看護学の各専門領域・分野を踏まえ、連携・横断した教育・研究を行うこととしており、教員の研究分野において一貫性・整合性が図られている。

5 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施

(1) 趣旨・必要性

社会人の生涯学習ニーズ等に応え、社会人が職業に就いたまま、生活環境に応じた就学環境を提供するため、本課程において大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施し、仕事を持つ社会人の学生(以下「社会人学生」という。)が勤務を継続しながら大学院で学修することができる環境を整備する。

(2) 修業年限

修業年限は3年とする。ただし、長期履修学生制度を利用する場合にはこの限りではない。

(3) 履修指導、研究指導の方法

通常 of 学生と同様、学生を担当する指導教員を決定する。指導教員は、履修科目及び研究活動全般について、学生の相談に応じ、学修及び研究の進行に必要な指導を行う。

(4) 授業の実施方法

社会人学生などへの便宜を図るため、授業は、可能な限り昼夜間に重複して開講する。夜間においては、平日の午後6時以降(6時限目・7時限目)に授業を行う他、必要に応じ土曜日及び夏期休暇等の長期休暇期間を利用した集中講

義を併せて行うなど、昼間の時間帯若しくは夜間の時間帯の履修により修了できるようにする。

また、履修計画の作成にあたっては、履修モデルを示すとともに、研究指導の際は、個々の社会人学生の事情と指導教員の負担を配慮した授業時間を設定する。

(資料 14：看護学研究科博士後期課程時間割)

(5) 教員の負担の程度

本課程の専任教員は、全員が修士課程の教育を担当しており、教員によっては学部の授業も担当するため、既設学部及び修士課程のカリキュラムの見直しや担当時間数の調整を行い、過度の負担にならないように留意する。

例年、年度末には学部長・研究科長が、各教員の学部及び大学院における担当授業科目とその担当時間数を確認し、翌年度の授業担当の負担割合について、特定の教員に不均衡が生じないように調整を行い、組織全体でバランスを保つよう配慮している。

また、本学は平成 18 年の開設から一定の年数を経過し、開設時採用の助手も経験を積んできていることから、教員人事の選考委員会により各人の教育能力が担保されていることを審査して審査して助教に昇格し、学部の授業を担うこととした。これにより、大学院担当教員に対する学部教育の負担の軽減が図られている。さらに、学内委員会等の業務関与に対して、従事の程度が片寄らないように考慮している。

労務管理の面では、教員については裁量労働制を導入し、教員自身が出退勤時間を調整することが可能となっている。大学院担当教員に対しては、土曜日に授業を行った場合は、平日に休日の振替を行うことができるものとしている。日曜日は授業を行わない。夜間（21時以降まで）授業を行う場合は帰路の交通手段を確保するとともに、原則として、翌日午前には学部及び研究科の授業を配当しない等、その負担軽減に具体的方策を講じている。

(6) 施設・設備等の利用

夜間及び土曜日の授業開講に伴い、図書館は平日午前 9 時

から午後 10 時、土曜日は午前 10 時から午後 4 時まで開館とし、院生研究室等は午前 0 時までの利用を認める。

(7) 事務局の対応

社会人学生からの各種届出や相談等に対応するため、事務局窓口では平日は午前 9 時から午後 8 時、土曜日は午前 9 時から午後 3 時まで受付を行う。

6 長期履修学生制度(大学院設置基準第 15 条)

(1) 趣旨

本課程では、多様な人材を幅広く受け入れることとしている。そのため、社会人学生等 3 年間の標準修業年限内での修学があらかじめ困難であることが見込まれる学生に対して、標準修業年限を超えて一定の延長期間を加えた期間での、計画的な教育課程の履修を認め、課程の修了を可能とし、社会人学生の積極的な受け入れを図ることを目的に「長期履修学生制度」を実施する。

授業料は、標準修業年限の在学が予定されている学生との均衡に配慮しつつ、学生の負担軽減を図る観点から、標準修業年限分の授業料に相当する額を計画的に履修することが認められた一定の期間で分割することとする。

(2) 修業年限

職業を有している等の事情により、標準修業年限では本課程の教育課程の履修が困難な場合、当該学生が修業年限を超えて計画的に教育課程を履修する旨を原則として入学時に申し出た時は、その計画的履修を認めることとする。

長期履修の期間は、セメスター単位で認定することとし、4 セメスター(2 年間)までの延長を認める。

(3) 履修指導、研究指導の方法

通常の学生と同様、学生を担当する指導教員を決定する。

指導教員は、入学時に当該学生に対して履修方法、研究指導方法等に関する相談指導を行い、履修期間の設定に係る助言を行う。

また、指導教員は、学生が認められた履修期間内で修了できるよう、計画的な授業科目の修得、あるいは研究活動の適切な進行について助言・相談を行う。

(4) 授業の実施方法

長期履修学生のための特別な時間割は設けないが、定められた修業年限の中で順序だてて履修できるよう必要な履修指導・相談を行う。

7 研究指導等を補完するメディアの活用

授業運営や研究指導を補完するため、必要に応じて既存の双方向型のメディア（TANBERG社製遠隔授業システム）等を活用することにより、授業時間外での学生からの質問や相談に教員が対応できるようにする。特に、本課程においては、職業を有する社会人学生が多く在籍することが予想されるため、授業時間外でのきめ細やかな学生対応に有効であると考えられる。

また、本学は離れた位置にある二つのキャンパスを有しており、看護学研究科とデザイン研究科はそれぞれ異なるキャンパスで運営している。大学院では、教育研究上有益と認めるときは、本研究科の学生がデザイン研究科の授業科目を履修することができる（ただし修了要件単位数には含まない）ほか、研究テーマがデザイン分野に関連する場合には、研究指導教員の了解のもと、デザイン研究科教員の指導・助言を仰ぐことを認めることを想定しており、この「遠隔授業システム」は、学生の移動が困難な場合などに補完的に利用する。

VI 施設・設備等の整備計画

1 キャンパス

本課程の教育・研究は、看護学部及び看護学研究科修士課程のある桑園キャンパスにおいて行う。

本課程の教育・研究等で使用する講義室、演習室、実験室等の施設・設備は、基本的に看護学部・看護学研究科修士課程と共用で使用するものとする。

2 校舎等施設の設備計画

上述のとおり、本課程の教育・研究に使用する施設・設備は、既存キャンパスの校舎と施設・設備を共用する。

平成 22 年度に修士課程の設置に併せて新築した大学院棟は、鉄筋コンクリート 5 階建ての約 2,500 m²の校舎面積であり、講義や演習、研究発表を行う講義室やセミナー室、学生が主に研究を行う場である院生研究室などを備えている。

特に、学生がデータ整理や論文作成等の場として使用する院生研究室は将来の本課程の設置も見込んで整備したものであるため、十分な収容スペースを確保している。また、修士課程開設時に高度な専門看護技術の修得を目的としたシミュレーション・ラボルームや療養環境を想定した看護研究・実験を行うことができるシールドルームなどを既に整備済みであるため、今般の本課程の設置に伴う新たな建物や大規模な機材の整備等を行わないが、本課程の学生用として個々に PC を用意する。

なお、院生研究室は、学生一人ひとりに専用の机とロッカーを用意し、電子カード型の学生証で入退室管理を行っており、学生がいつでも自由に利用できる環境を整備している。
(資料 15：看護学研究科院生研究室見取り図)

3 図書等の資料及び図書館の整備計画

桑園キャンパスには、約 500 m²の図書館があり、約 3 万 3 千冊の図書と約 1800 タイトルの雑誌を所蔵しており、これらの図書については、本学の蔵書目録 OPAC(Online Public Access Catalog)で目的とする図書や AV 資料をパソコンや携帯電話から検索することが可能である。

(資料 16：桑園キャンパス図書館所蔵雑誌一覧)

本課程の完成年度には、蔵書数が約 3 万 6 千冊となる予定であるが、本学の図書館に必要な資料がない場合は、相互利用 (ILL) サービスを利用して他の図書館から図書や雑誌のコピーを取り寄せることを可能にしている。

桑園キャンパスの図書館は 95 席を有する閲覧室があるほか、検索コーナー、新聞・雑誌等の閲覧コーナー、視聴覚資料を閲覧する AV ブースを整備している。

また、学内のコンピュータから CiNii、医学中央雑誌、メディカルオンライン、CINAHL with Full Text など数種類の学術文献データサービスにアクセスすることができるほか、Science Direct、Journals@Ovid など看護学及び医学等に関連する電子ジャーナルを閲覧することが可能であり、教員及び学生が研究していく上でこれらの資料を有効に活用できる環境を整えている。

さらに、平日の開館時間は午後 10 時までとし、教員及び学生が夜間の授業終了後に図書の貸出、閲覧などで図書館を利用できるように配慮する。

Ⅶ 入学者選抜の概要

1 基本方針

研究科博士後期課程の設置の趣旨、教育・研究理念に基づき、研究科の目的に沿った学生を幅広く受け入れるため、アドミッションポリシーを策定する。

本課程にあつては、博士前期課程の修了生や社会人のほか、外国の学校教育課程修了者等にも個別の入学資格審査により出願資格を与えることとし、「一般選抜」の1区分で入学者選抜を行う。

入学者選抜は、公平かつ透明性のある方法により実施し、本課程の教育を受け、博士の学位を取得するに相応しい能力・適性を備えた人材を受け入れる。

2 アドミッションポリシー

〈教育研究の理念〉

本課程では、人間重視を根幹とした教育・研究を推進し、「知と創造の拠点」として地域からの付託に応え、高度の専門知識・技術を基盤に地域社会の発展に寄与する。さらに、高度で先進的な教育・研究の中核機関として機能し、新たな理論構築や技術開発に独創的に取り組み、人々の健康で豊かな生活の創造に資することを教育研究の理念とする。

〈教育研究の目的〉

本課程では、高度な学識と豊かな実践経験を基礎に様々な看護現象の分析や評価を行い、その研究成果をもとに将来を見据えた看護の枠組みを再構築し、システム開発などを行うことができる人材を育成することを目的としている。

この目的を達成するために、本課程が求める学生像は次のとおりとする。

〈看護学研究科（博士後期課程）の求める学生像〉

- ・ 柔軟な思考と独創的な視点に立って、看護を軸とした諸課題を発見・明確化し、その課題解決に向けて旺盛な探究心を持って自立した教育・研究を遂行できる人
- ・ 保健医療福祉分野における新たな理論構築や技術開発等を

通じて、より質の高い看護サービスのあり方を探求する意欲を有する人

- ・卓越した看護知識と高い倫理観に基づく実践能力を有し、教育・管理能力の研鑽に励み、将来を見据えた保健医療福祉分野の指導者となりうる人

3 出願資格

本課程の出願資格は、入学年度の4月1日において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。なお、アドミッションポリシーに基づき、入学者は、看護系及び看護系以外の修士の学位を取得している看護職を原則とするが、修士の資格を有さない社会人等に対しても出願資格を認め、多様な学生の受け入れを図り、門戸を広げることとする。

- ア 修士の学位又は専門職学位を有する者及び平成24年3月31日までに授与される見込みの者
- イ 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成24年3月31日までに授与される見込みの者
- ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成24年3月31日までに授与される見込みの者
- エ 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成24年3月31日までに授与される見込みの者
- オ 文部科学大臣の指定した者
- カ 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、平成24年3月31日までに24歳に達する者
- キ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び平成24年3月31日までに授

与される見込みの者

4 選抜区分・募集人員

本課程の選抜区分は「一般選抜」とする。募集人数は、3人とする。

5 選抜方法

入学者選抜に当たっては、受験生が出願前に入学後の研究等について、自身が志望する研究指導教員と研究計画、出願資格の有無、実務経験等について十分な相談を行う機会を設ける。

選抜方法は、本課程の教育を受けるに相応しい能力と適性を備えた人材を合理的に判断するために、英語の筆記試験と研究計画書に基づくプレゼンテーション、口頭試問を含む面接により実施する。なお、受験者には出願書類として志望理由書、研究計画書を提出させ、これらの出願書類と試験の結果から総合的に判断する。

6 選抜体制

研究科教授会は、入学者選抜に関する学生募集、選抜の実施、合否判定等を行い、学長が入学を許可する。

Ⅷ 管理運営

1 管理運営体制の概要

本学のキャンパスは「桑園キャンパス」（看護学部、助産学専攻科、看護学研究科を設置）と「芸術の森キャンパス」（大学本部及びデザイン学部、デザイン研究科を設置）の2つのキャンパスで構成されている。

いずれのキャンパスでも教員、学生の相談等に支障が生じないように事務局職員をそれぞれのキャンパスに配置するとともに、学内の意思疎通や円滑な管理運営を図るため、両キャンパスで合同の教職員間の会議や各種委員会を定期的に行っている。

また、両キャンパス間に情報システム及び遠隔会議システム（学生情報、事務局情報、教務システム、図書システム等）を構築しており、これらの情報ネットワークを有効に活用した会議等を行っている。

さらに、キャンパス間に文書や図書輸送用の定期便を設けており、一体的な管理ときめ細やかな学生サービスを提供している。

2 研究科教授会

本課程の管理運営にあたって、既存の研究科教授会が博士前期課程及び博士後期課程の両課程を管理する。研究科教授会は研究科長及び研究科において学生の研究指導を担う教員で組織する。ただし、博士後期課程に関する単位認定及び学位審査等の事項についての審議は、博士後期課程で研究指導を担当する教員が行う。

研究科教授会には、議長をおき、研究科長をもって充てることとし、議長が研究科教授会を主宰する。

研究科教授会の審議事項は、以下のとおりとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 学生の支援に関する事項
- (4) 研究科長及び専攻長の選考に関する事項
- (5) 研究科の予算に関する事項

- (6) 研究科の運営に関し研究科長が諮問する事項
- (7) その他研究科の教育又は研究に関する重要事項

研究科教授会に関する庶務は、本学両キャンパスの事務局がこれにあたるものとする。

3 学内委員会

本学には、法人の経営及び本学の教育・研究を円滑に行うために必要な連絡、調整又は協議を行う部局長会議のほか、両学部及び両研究科に共通する教育・研究、運営、経営等に関する重要事項を審議するために各種の学内委員会を組織し、活動している。

(資料 17: 2011 年度(平成 23 年度)公立大学法人札幌市立大学組織図)

研究科博士後期課程についても、これらの委員会活動をもとに大学院の運営等に関する事項について審議することとし、大学院生の教務及び学生関係などについては、研究科教務・学生支援委員会が担当することとする。

Ⅸ 自己点検・評価

1 基本方針

大学は、当該大学の目標を明確にし、その目標を達成するために教育・研究等の活動を行うとともに、教育・研究等の活動状況や目標の達成状況を把握、評価し、その結果、目標と現状との間に乖離があれば、教育・研究等の活動の改善を行う必要がある。

このことから、自己点検・評価を定期的・継続的に行い、その結果を有効に活用することにより、教育・研究等の内容を継続的に改善し、高度化することを目指す。

また、本学は、札幌市の支援を受ける公立大学であることから、自己点検・評価の内容を公表し、本学の教育・研究等の活動状況を対外的に説明することにより、札幌市民をはじめ、学外にその存在理由・存在意義を理解されるように説明責任を果たす。

2 実施体制・実施方法

本学では、平成 18 年度開学当初から、専任教員及び事務局職員からなる自己点検・評価委員会を設置し、教育・研究活動の状況及び大学運営全般について評価項目・評価基準の設定、データ収集等を行ってきた。平成 20 年度に過去 2 年分を対象とした中間評価としての自己点検・評価を実施した。また、平成 22 年度に学士課程 4 年間及び修士課程初年度の自己点検・評価を実施した。これをもとに平成 23 年度には認証評価機関による評価を受けている(認証評価審査中)。

本課程においてもこれまでと同様、自己点検・評価及び認証評価機関による評価、中期目標の指示や中期計画と年度計画の策定、実績報告と評価により、継続的・循環的に教育・研究活動等の改善を着実に実施していくこととしている。

3 結果の活用及び公表

自己点検・評価結果を踏まえ、カリキュラムの見直し、教育内容の充実など教育・研究活動等の改善に向けた検討を行い、大学院設置後も定期的に自己点検・評価を実施することでより良い教育・研究に向け改善、高度化を図っていくこと

とする。

平成 20 年度実施分の評価結果は、自己点検・評価報告書として取りまとめ、ホームページでの公開や報告書の配布をしており、今後とも大学として社会に対する説明責任を果たす観点から、評価結果を広く公開していくこととする。

X 情報の公表

1 実施方法

本学では、大学としての透明性を高め、地域社会に説明責任を果たすため、教育・研究活動などに係る様々な情報を本学のホームページや各種刊行物さらに公開講座等を通じて、広く市民等に提供している。

大学院においても、市民に開かれた大学として、教育・研究に関する情報の公表に積極的に努めていくこととする。

平成 23 年 4 月から本学ホームページに「教育情報の公表」と題したバナー (<http://www.scu.ac.jp/kyouikujoho/>) を新たに追加し、学部及び大学院修士課程に関する教育情報の一層の提供に取り組んでいる。また、教育・研究成果や地域貢献事例の公表に努め、本研究科が地域の知的拠点としてどのような機能を果たしているかについても積極的に発信する。

2 情報の公表

平成 22 年 6 月の学校教育法施行規則等の一部改正により、大学は公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、教育・研究活動等の状況について、広く周知を図る方法によって公表することが義務付けられた。

これを受け、平成 23 年 4 月から、本学にあっても項目を以下のとおり分類し、さらに法令で任意事項とされる教育プログラムの特徴や本学の特色ある取組等の公表についても具体例、研究実績などを示すこととする。

(1) 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・学則等に規定する学部、研究科及び専攻科の教育研究上の理念、特長、目的等を、学部、研究科及び専攻科ごとに一覧表により公表する。

(2) 教育研究上の基本組織に関すること

- ・学部、学科、研究科、専攻、専攻科、その他の組織について、大学組織図により公表する。

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

①教員組織

- ・教員の所属する組織の概要、職位ごとの平均年齢等を学部別、男女別に一覧表により公表する。

②教員の数

- ・教員組織に属する教員数を学部別、男女別に一覧表により公表する。

③各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・教員の保持する学位、教育上、研究上の業績や実務上の実績について、各教員の略歴を公表する。

(4)入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

①入学者に関する受入方針

- ・看護学部、助産学専攻科、看護学研究科、デザイン学部、デザイン研究科の入学者受入方針について一覧表により公表する。

②入学者の数

- ・4月入学者について、学科、研究科別の入学者数、受験者数、合格者数(男女別)を一覧表により公表する。
- ・3年次編入学者について、入学者数及び定員を上記4月入学者と併せて一覧表により公表する。
- ・聴講生、科目等履修生等について、その数を公表する。

③収容定員及び在学する学生の数

- ・収容定員は、各年次の入学定員の和を学部、研究科及び専攻科毎に一覧表により公表する。
- ・在学する学生数は、学部、研究科及び専攻科別の在学者数(男女別)を一覧表により公表する。

④卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数

- ・学部単位で、進学者及び就職者数(男女別)を一覧表により公表する。
- ・留年率及び中退率について、学部、研究科及び専攻科ごとに一覧表により公表する。

⑤その他進学及び就職等の状況に関すること

- ・上記(4)の補足説明として、年報やパンフレットに掲

載する内容に準じ、業種別割合、地域別割合、企業名、等を例示する。

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・講義、実習、実験、演習等の授業の実施方法、授業科目の履修を通じて学ぶことができる内容、開講期間及び学期内の授業計画、各回の授業に何を行うのか、標準修業年限を通じての科目配置や履修計画のモデル等について、シラバスのデジタルデータにリンクを設け、学部、研究科及び専攻科ごとに公表する。

(6) 学修の成果にかかる評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・どのような基準で学生の成績判定や卒業判定が行われているか、進級必要単位数、卒業及び修了の要件等について、公表する。
- ・科目区分名称の解説を付す。

(7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・校地校舎、運動場等のほか、キャンパス立地や交通手段等について、施設案内ページ及びアクセスページへのリンクを設け公表する。
- ・施設名称、それぞれの使用用途にあわせる形で学生の課外活動に関する情報を公表する。

(8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・入学検定料、授業料及び入学料のほか、教材費、保険料等その他大学が徴収する費用、周辺の住居費や平均生活費等、学生生活にかかる費用について、それぞれの支払い時期、一括や分割などの納付方法とあわせて、(独)日本学生支援機構の「学生生活調査」の結果を活用しつつ一覧表により公表する。
- ・授業料減免等の制度の情報について公表する。

(9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・教学上の支援、奨学金の受給に関する情報、学生生活に

関する支援、就職指導等に関する組織等の情報、カウンセリング等の情報を公表する。

(10) その他

- ・ 学生が修得すべき知識及び能力に関する情報については、シラバスの中に教育課程概念図を提示し、それぞれの開講科目を通じて得られる能力を明示している。また、地方独立行政法人法に基づく中期目標や中期計画、定款や学則等の主要な学内規則、設置認可申請書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書等についても公表する。

X I 教員の資質の維持向上の方策

1 基本方針

本学が多様な学生等の教育・研究のニーズに応え、質の高い教育を提供するためには教員の資質の維持向上を図っていかねばならない。そのため大学として組織的に授業内容及びその実施方法等の改善を図るための研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント：FD）に積極的に取り組み、授業内容およびその実施方法の改善を推進する。

2 実施体制

FD活動は、看護学部・看護学研究科とデザイン学部・デザイン研究科の専任教員により構成するFD委員会を中心に研修会等を企画・立案して実施している。

各研修会の実施後には、企画者である教員が、FD委員長あてに実施報告書を提出し、その内容を総括することとしている。FDの取組みとして、学生による授業評価アンケートや教員相互の授業参観を行い、その結果を教員及び学生にフィードバックすることにより、授業内容の改善や次年度のシラバスの作成に活かしている。また、毎月開催される教授会において、FD委員会の報告を行い、FD活動を通じて得られた情報を教員間で共有し、各教員の教授法の改善に役立てている。

3 具体的取組

(1) 学生による授業評価アンケート結果を踏まえた改善

学部においては、全ての授業に対して、学生からの授業評価アンケートを実施し、その集計結果を学生及び教員に公表している。授業担当教員は当該アンケート結果を踏まえ、授業の内容及び方法の改善に取り組むこととしている。

平成 22 年度に開設した大学院研究科（修士課程）においても、履修者が 5 人以上いる科目で授業アンケートを実施しており、その結果を翌年度以降のシラバスの作成に反映させ、教育・研究方法の改善を図っている。

(2) 教員相互の授業参観

授業科目に関連のある教員間で授業内容を共有することにより、授業内容の重複を避け、授業の連携・発展及び教授法の工夫・改善に資することを目的として教員相互の授業参観を実施している。

(3) FD 研修会

① 全学FD・SD研修会

教員の基本的な資質の向上を目的とし、学部や研究科の教員に共通する学校教育法や成績評価方法等に係る研修を実施している。

また、教職員に共通する文部科学省の制度改正や学部運営等についてのFD・SD（スタッフ・デベロップメント：職員研修）研修会を実施している。

② 学部FD研修会

現在は、学部の専門的な授業内容や教育方法の改善を図るため、学部の教育目的等の理解や特定専門分野の知識・技術の修得を目的とした研修を実施している。

今後は、上記に加えて、大学院の教育・研究内容を踏まえた研修会を企画・立案し実施する。

③ 学部間研究交流会の開催

本学の教育・研究上の特長である看護とデザインの連携を実現するために両学部の教員が共同研究を行っているほか、相互の研究内容を理解し、本学の教育・研究の理念・目的を達成するための「学部間研究交流会」を実施している。

（資料 18：2010 年度（平成 22 年度）FD 研修会実績）

4 大学院におけるFDの実施

上述のとおり、FD活動については、FD委員会が中心となって企画・立案して実施している。例年、全学及び各学部FD研修会や教員相互の授業参観の実施、学外FD研修会への派遣、学生による授業評価アンケート等の活動実績がある。

大学院におけるFD活動については、大学院レベルでの教育を担う教員の資質を一層向上させる観点から、履修生に対する学生授業評価アンケートを実施している。平成 22 年度

には、当該アンケートを既設の看護学研究科(修士課程)の開講科目のうち、16科目を対象に実施した。この結果は教員にフィードバックしており、大学院の授業内容等の改善と教員の教育力の向上を図っている。また、大学院教育に特化した内容として実施した研修会「大学院研究科科目『看護研究法特論』と大学院生への研究指導法」では、大学院担当教員が多数参加し、今後の特別研究及び課題研究の指導につながる活発な討論がなされた。

本課程の開設後においても、教員の資質の一層の維持向上を図るため、大学院教育に特化した研修内容の検討を行い、より効果的な研修を通じて、魅力ある大学院教育の構築を目指すことに努める。